化学物質の環境への排出量等(平成25年度分)について

平成25年度の愛知県内における化学物質の環境中への排出量等について、このたび、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(以下「化管法」という。)」及び「県民の生活環境の保全等に関する条例(以下「条例」という。)」に基づき、取りまとめました。(詳細は別添)平成25年度の化学物質の排出量等の概要は、以下のとおりです。

○ 平成 25 年度の全対象化学物質(462 物質)の全排出量(大気、公共用水域等の環境中に排出された化学物質の量)、届出排出量及び届出取扱量は、平成 24 年度と比較してそれぞれ 0.9%、3.6%、6.9%増加し、届出移動量は 1.4%減少しました。 ※用語の解説は、3ページ及び4ページ参照。

排出量・移動量・取扱量(平成25年度と24年度との比較)

(単位:①は件、②から⑥はトン/年)

		①届出事業所数	②届出排出量	③届出外排出量	④全排出量 (②+③)	⑤届出移動量	⑥届出取扱量
愛知県	平成25年度	2,074	11,859	12,437	24,296	24,169	4,093,002
	平成24年度	2,120	11,445	12,645	24,091	24,515	3,828,672
	増減率	△ 2.2%	3.6%	△ 1.6%	0.9%	△ 1.4%	6.9%

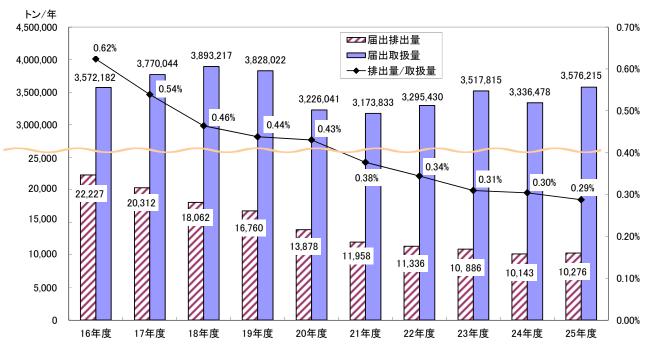
- 注1 「排出量」とは大気、公共用水域等の環境中に排出されたもの、「移動量」とは廃棄物等として事業場外へ移動したもの、「取扱量」とは製造・使用したもの。
- 注2 「届出排出量」とは対象事業所について事業者から届出されたもの、「届出外排出量」とは 非対象事業所や家庭等からの排出量を国が推計したもの。
- 注3 「全排出量」とは、「届出排出量」と「届出外排出量」を合計したもの。
- 平成 20 年の化管法施行令改正の前後で継続して対象物質に指定されている 276 物質(以下「継続物質」という。)の全排出量は、集計を開始した平成 13 年度と比較すると 66.4%減少しました。



- 1 -

○ 化学物質を製造・使用する際に環境中へ排出される割合(届出取扱量に対する届出排出量の割合)は、条例により集計が始まった平成 16 年度の 0.62%に比べて 0.29%まで低下しており、事業者の排出抑制の取組が進んでいるものと考えられます。





(参考) 用語の解説

〇 化管法の届出対象となる事業者

以下の①から③の3つの要件をすべて満たす事業者

- ①業種 金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、製造業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業、自動車卸売業、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業、一般廃棄物処理業、産業廃棄物処分業、医療業、高等教育機関、自然科学研究所
- ②従業員数 常用雇用者 21 人以上の事業者
- ③第一種指定化学物質のいずれかを1年間に1トン以上(特定第一種指定化学物質については0.5トン以上)取扱う事業所を有する事業者又は特別要件施設(廃棄物処理施設や下水道終末処理施設など)を有する事業者

〇 条例の届出対象となる事業者

化管法の届出対象事業者と同じ。

ただし、廃棄物処理施設や下水道終末処理施設などの特別要件施設は含まれない。

〇 集計対象の化学物質

化管法及び条例により、人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息若しくは生育に支障を及ぼすおそれがあるものとして、排出量等の把握・届出が義務付けられている化学物質。 平成20年の化管法施行令改正に伴い、平成22年度から、対象化学物質が354物質から

462 物質に変更されており、平成 25 年度(単年度)における排出量等及びその前年度比較の集計については、化管法政令改正後の対象化学物質(462 物質)を対象としたが、排出量等の経年変化については、化管法施行令改正の前後で継続して対象物質に指定されている 276 物質(継続物質)を集計の対象とした。

(注)継続物質の集計方法

継続物質の集計方法については以下のとおり。

- ①政令改正後に統合された対象化学物質(「クロロアニリン」及び「フェニレンジアミン」) の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値 と完全に対応するものとして扱う。
- ②政令改正後に分割された対象化学物質(「鉛」、「鉛化合物」)の排出量等を合計した数値は、政令改正前の対象化学物質(「鉛及びその化合物」)の排出量等と完全に対応するものとして扱う。
- ③政令改正後に対象範囲が拡大または縮小された対象化学物質(「アクリル酸及びその水溶性塩」、「トリレンジイソシアネート」、「トルエンジアミン」、「バナジウム化合物」、「ほう素化合物」)の排出量等は、対応する政令改正前の対象化学物質の排出量等と同一とみなす。

④政令改正後に対象範囲が拡大されて統合された対象化学物質(「ジクロロベンゼン」及び「トルイジン」)の排出量等は、対応する複数の政令改正前の対象化学物質の排出量等を合計した数値と同一とみなす。

〇 届出排出量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、大気や河川などの環境中に排出した化学物質の量

〇 届出移動量

化管法により届出対象となる事業者が自ら把握した、廃棄物などとして事業所の外へ移動させた化学物質の量

〇 届出外排出量

届出対象業種であるが取扱量が届出対象未満である事業者(対象業種)、農業など届出対象業種以外の事業者(非対象業種)、家庭及び移動体(自動車等)から環境中に排出された化学物質の量を国が推計したもの

〇 届出取扱量

条例により届出対象となる事業者が自ら把握した、化学物質を製造又は使用した量